

定 款

株式会社マリオン

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社マリオンと称し、英文では Mullion Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の賃貸、売買、仲介斡旋およびコンサルティング業務
2. 不動産特定共同事業法に基づく不動産の小口化商品、賃貸型の販売および匿名組合型による出資の募集
3. 信託受益権の保有、運用、管理および売買に関する事業の仲介、代理、調査およびコンサルティング
4. 法人の経営管理業務
5. ビル、マンション等の管理および運営
6. 損害保険代理店業
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式の募集)

第 10 条 当社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えるときは、法令に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

(電子提供措置等)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 3 章 株 主 総 会

(基 準 日)

- 第 1 4 条 当社は、毎年 9 月 3 0 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、当該基準日を 2 週間前までに公告する。

(招集時期)

- 第 1 5 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集する。
2. 当社の臨時株主総会は、会日の 1 週間前までに招集する。
3. 前各項の規定にかかわらず、株主総会は、当該株主総会において権利を行使することができるすべての株主の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者および議長)

- 第 1 6 条 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

- 第 1 7 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 1 8 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議 事 録)

- 第 1 9 条 株主総会の議事については、開催日時および場所、議事の経過の要領および

その結果、出席した取締役、その他法令で定める事項を記載または記録した議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は、12 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として、または増員により選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任の監査等委員である取締役の任期の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 特別の利害関係がある取締役は、取締役会の決議において議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が提案した取締役会の決議事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、開催日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した取締役の氏名、その他法令で定める事項を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める「取締役会規程」による。

(取締役の責任の一部免除)

第31条 当社は、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原

困となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金100万円以上であらかじめ定める額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（取締役の報酬等）

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の組織）

- 第33条 監査等委員会は、すべての監査等委員である取締役（以下、本章において「監査等委員」という。）で組織する。
2. 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の長（以下、本章において「監査等委員長」という。）を置く。

（監査等委員会の権限）

第34条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（監査等委員会の招集権者および議長）

- 第35条 監査等委員会は、監査等委員長がこれを招集し、その議長となる。
2. 監査等委員長に事故があるときは、あらかじめ監査等委員会の定める順序により、他の監査等委員がこれに代わる。

（監査等委員会の招集通知）

- 第36条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員全員の同意があると

きは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会議事録)

第37条 監査等委員会の議事については、開催日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、出席した監査等委員の氏名、その他法令で定める事項を記載または記録した議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第38条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会の定める「監査等委員会規則」による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 3 条 当社の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 4 4 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当等の基準日)

第 4 5 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。
3. 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当等を行うことができる。

(配当等の除斥期間)

第 4 6 条 剰余金の配当等が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

第 8 章 附 則

(改訂履歴)

- 第 4 7 条 本定款は、2 0 0 7 年 1 月 2 9 日より施行する。
2. 本定款は、2 0 1 1 年 1 2 月 5 日より改正する。
 3. 本定款は、2 0 1 2 年 1 2 月 1 4 日より改正する。
 4. 本定款は、2 0 1 3 年 1 2 月 2 5 日より改正する。
 5. 本定款は、2 0 1 5 年 9 月 1 日より改正する。
 6. 本定款は、2 0 1 7 年 8 月 1 3 日より改正する。
 7. 本定款は、2 0 1 7 年 9 月 2 7 日より改正する。
 8. 本定款は、2 0 1 8 年 5 月 3 0 日より改正する。
 9. 本定款は、2 0 2 2 年 1 2 月 2 3 日より改正する。
 10. 本定款は、2 0 2 4 年 2 月 1 日より改正する。